

各土木事務所長  
土木部各課長 様

土木政策課長  
技術管理課長

### 迅速かつ円滑な事業執行に向けた概算数量発注の試行について（通知）

このことについて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に伴う事業費の増大等を踏まえ、工事発注における受発注者双方の事務負担を軽減し、迅速かつ円滑な事業執行を期すため、下記のとおり概算数量による発注（以下「概算数量発注」という。）について試行することとしましたので、通知します。

### 記

#### 1 定義

概算数量発注とは、標準図、一般図等から概算の数量を算出したうえで当初発注を行い、契約後、実施数量に設計変更を行うものである。

#### 2 対象工事

資材の種別や単価が多岐に渡るなど、概算数量により発注することで、発注者の設計積算及び入札参加者の見積作業の負担軽減や早期発注に資すると認められる工事を対象とする。

#### 3 発注の手順等

当初発注時の特記仕様書に概算数量発注である旨を明示し、契約後、可及的速やか（概ね7日以内）に実施数量への変更について指示するものとする。当該指示に係る設計変更（以下「実施数量への設計変更」という。）については、受注者の施工管理や中間前金払・部分払の請求等に支障が無いよう、遅滞なく実施するものとする。

なお、設計変更の範囲については、「設計変更に関する事務取扱要領」（平成18年3月30日付け17高建管第729号土木部長通知）第3条の規定により、変更見込額が当初請負代金の30%を超え又はその額が2,000万円を超えるときは、別途契約を締結しなければならないとされているところであるが、概算数量発注を円滑に実施するため、この規定の弾力的な運用を図ることとし、実施数量への設計変更については、同要領第2条第3項第3号を適用し、設計変更を行うことは差し支えない。但し、設計変更については、契約の同一性を失わせない範囲において設計図書の一部を変更するもの（同要領第1条）であることに鑑み、過度な増大は厳に慎むこと。

特記仕様書 記載例

第〇条 概算数量発注

本工事（の〇〇部分）は、概算数量発注（令和3年1月27日付け2高土政第1028号）であり、設計図書等の変更については監督職員より別途指示する。

3 注意事項

概算数量発注にあたっては、施工特性に応じた施工条件明示書、特記仕様書等を適切に作成することはもとより、概算数量の算定に要しない横断図、展開図、構造図等についても当初の発注図面とするなど、個々の工事現場の状況を明確に示した設計図書の作成に努めることとし、実施数量の指示に際し、施工条件の大幅な変更を招くなど、契約の同一性を損なうことが無いよう留意すること。

4 その他

実施数量への設計変更に係る単価適用日は、既契約のものとする。なお、別途特別調査等を要する場合においては、実施数量への設計変更までに調査した単価を使用することは差し支えない。

5 施行日

この試行は、令和3年2月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。

(問い合わせ先)

土木政策課 契約担当

TEL : 088-823-9813

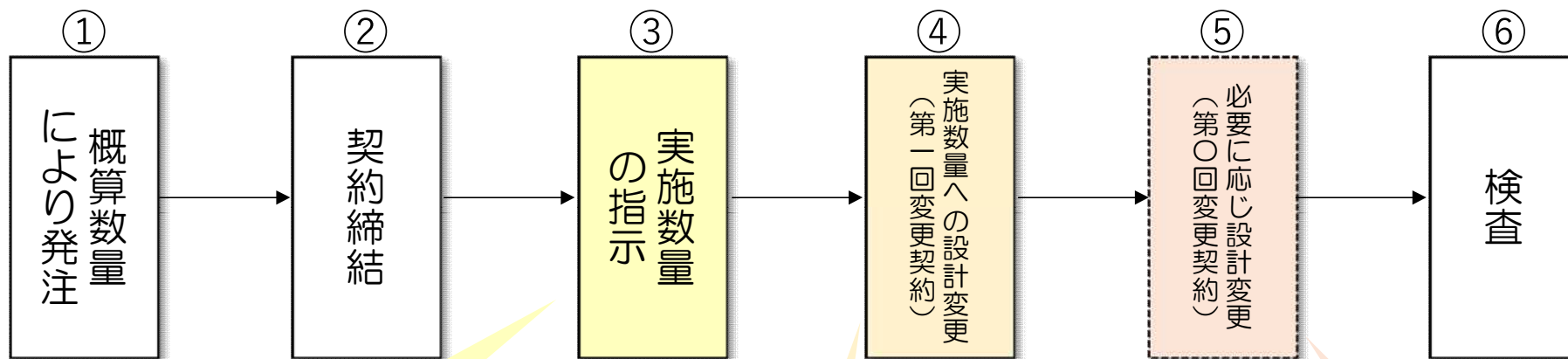
技術管理課 設計基準担当

TEL : 088-823-9826

# 概算数量発注の試行について

## 概算数量発注とは

工事発注における受発注者双方の**積算事務の簡素化**を図ることを目的として、**概算数量により当初発注**を行い、契約後、実施数量に変更契約を行うもの。



### ③実施数量の指示

- 受注者は実施数量（工事実施に必要な設計図書一式）に基づき施工計画を立案するため、**契約締結後、発注者は速やかに実施数量を指示**する。

※概ね7日以内に契約書第19条に基づき指示

### ④実施数量への設計変更

- 受注者の施工管理や部分払等の請求に支障を生じないように、**速やかに第1回変更契約を締結**する。（通知上、期限を設けていないが、変更見込額の相違等によるトラブルを防止する観点からも、速やかな変更契約が望ましい。）
- 実施数量への設計変更にあたっては、**設計変更に関する事務取扱要領に規定する制限（請負代金額の3割以内等）は適用しない**。（過度な増大はNG）

### ⑤必要に応じ設計変更

- 実施数量への設計変更後、設計図書に示された施工条件が実際と相違する場合など、必要に応じて設計変更を実施する。
- ④以外の設計変更については、**設計変更に関する事務取扱要領に規定する制限（請負代金額の3割以内等）が付される**ものであることに留意すること。